

介護職員等特定待遇改善加算算定

◎介護職員特定待遇改善加算とは

介護職員の待遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員待遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、令和元年度の介護報酬改定において、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる待遇改善を図る「介護職員等特定待遇改善加算」が令和元年10月から新たに創設されることになりました。

◎算定要件

	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
① 介護福祉士の配置要件	○	—
② 現行の待遇改善加算要件	○	○
③ 職場環境等要件	○	○
④ 見える化要件	○	○

白之会では介護職員等特定待遇改善加算に係る取り組みを実施し、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型通所介護では特定加算(Ⅰ)を、短期入所生活介護では特定加算(Ⅱ)を取得しております。

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減する為の代替職員確保を含む）
労働環境 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ○ ICT 活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省略化 ○ 子育てとの両立を目指す者の為の育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の設備 ○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○ 事故・トラブルへの対応マニュアルなどの作成による責任の所在の明確化 ○ 健康診断・こころの健康などの健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ○ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ○ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮 ○ 地域の児童・生徒や住民との子流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ○ 非正規職員から正規職員への転換 ○ 職員の増員による業務負担の軽減